

高知県流域下水道事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に準じて、高知県流域下水道事業会計補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高知県流域下水道事業全体の経営健全化及び事業継続を図るため、高知県流域下水道事業に要する経費の一部に対して補助するものとし、その対象事業は次に掲げるとおりとし、補助率は定額とする。

- (1) 分流式下水道等に要する経費
- (2) 流域下水道の建設に要する経費
- (3) 高度処理に要する経費
- (4) その他知事が特に必要と認める経費

(補助額の範囲)

第3条 県は、前条に規定する補助対象事業に対し予算の範囲内において補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の交付申請書様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げる変更をする場合は、事前に別記第2号様式の変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき（当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微である場合を除く。）
- (2) 補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 補助対象事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える額の相互流用

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認めて指示した事項。

（概算払）

第9条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合には5月15日とする。

2 補助事業者は、第8条第6号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助対象経費が減額となった場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（繰越しの申請）

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を年度を超えて実施する必要がある場合は、別記第7号様式による繰越申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、第10条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第15条 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和4年1月5日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。